

<h1>名古屋市公報</h1>	平成29年 9月13日	第1224号
	名古屋市中区三の丸三丁目1番1号 発行所 名古屋市役所 電話 [052] 972-2246 編集兼 名古屋市総務局法制課長 発行人	

目	次	ページ
規 則		
○ 名古屋市私立高等学校及び私立幼稚園授業料補助に関する条例施行細則の一部を改正する規則	(教育・総務課)	(第85号) 4
告 示		
○ 生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による医療機関の指定	(健福・保護課)	(第580号) 6
○ 生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による指定医療機関の変更	(健福・保護課)	(第581号) 9
○ 生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による指定医療機関の廃止	(健福・保護課)	(第582号) 12
○ 生活保護法による指定医療機関の変更	(健福・保護課)	(第583号) 14
○ 生活保護法による指定医療機関の廃止	(健福・保護課)	(第584号) 15
○ 名古屋市上志段味特定土地区画整理組合の理事の退任の届出	(住都・区画整理課)	(第585号) 16
○ 名古屋市議会定例会の招集について	(総務・総務課)	(第586号) 17
○ 市民の健康と安全を確保する環境の保全に関する条例に基づく拡散防止管理区域及び形質変更時届出管理区域の指定について	(環境・地域環境対策課)	(第587号) 18
○ 市民の健康と安全を確保する環境の保全に関する条例に基づく措置管理区域の指定について	(環境・地域環境対策課)	(第588号) 21
○ 有料公園施設等の供用時間の変更について	(緑土・緑地管理課)	(第589号) 23
○ 有料公園施設等の供用月日及び供用時間の変更について	(緑土・緑地管理課)	(第590号) 25
選 挙 管 理 委 員 会 告 示		
○ 各種直接請求等に必要な数について		(第17号) 26
病 院 局 管 理 規 程		
○ 名古屋市病院局職員の管理職員特別勤務手当に関する規程の一部改正		(第20号) 28

公 告	
○ 一の敷地とみなすこと等の認定の取消しの公告	30
(住都・建築指導課)	
○ 大規模小売店舗立地法による大規模小売店舗の変更の届出の公告	31
(市経・地域商業課)	
○ 農業委員会農地部会の開催公告	34
(農業委員会)	

規 則 の あ ら ま し

- 名古屋市私立高等学校及び私立幼稚園授業料補助に関する条例施行細則の一部を改正する規則（第85号）

1 改正内容

- (1) 授業料の補助を受けようとする学年度において失業又は事業若しくは業務の休廃止により収入が著しく減少したため、私立高等学校を退学し、又は除籍されたものについて対象除外者及び補助の額の特例を定めます。

（第 2条、第 3条及び附則関係）

- (2) その他規定の整理を行います。（第 7条及び第 1号様式関係）

2 施行期日

公布の日から施行し、この規則による改正後の名古屋市私立高等学校及び私立幼稚園授業料補助に関する条例施行細則の規定は、平成29年 4月 1日から適用します。

名古屋市私立高等学校及び私立幼稚園授業料補助に関する条例施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成29年9月8日

名古屋市長 河 村 たかし

名古屋市規則第85号

名古屋市私立高等学校及び私立幼稚園授業料補助に関する条例施行細則の一部を改正する規則

名古屋市私立高等学校及び私立幼稚園授業料補助に関する条例施行細則（昭和48年名古屋市規則第102号）の一部を次のように改正する。

第2条に次の1項を加える。

- 2 授業料の補助を受けようとする学年度に非勤労生徒の父母の収入が失業若しくは事業若しくは業務の休廃止（授業料の補助を受けようとする学年度の初日の属する年に係るものに限る。以下「失業等」という。）により著しく減少したこと又は勤労生徒でその者の収入が失業等により著しく減少したことを原因として授業料の補助を受けようとする学年度において私立高等学校を退学し、又は除籍されたもの（以下「特例対象者」という。）における前項第1号の規定の適用については、同号ア中「の10月1日において」とあるのは「において」と、同号ウ及びエ中「授業料の補助を受けようとする学年度の10月1日」とあるのは「在籍する期間の末日」と、同号カ中「非勤労

生徒の父母の所得割額」という。)とあるのは「「非勤労生徒の父母の所得割額」という。)に12から失業等の期間(私立高等学校に在籍する期間の末日まで引き続けている期間に限る。以下同じ。)の属する月の数を減じた数を乗じ12で除した額」と、同号キ中「「勤労生徒の所得割額」という。)」とあるのは「「勤労生徒の所得割額」という。)に12から失業等の期間の属する月の数を減じた数を乗じ12で除した額」とする。

第3条に次の1項を加える。

- 2 特例対象者における前項第1号の規定の適用については、同号中「勤労生徒の所得割額」とあるのは、「勤労生徒の所得割額に12から失業等の期間の属する月の数を減じた数を乗じ12で除した額」とする。

第7条中「第3条ただし書」を「第3条第1項ただし書」に、「第6条第1項ただし書」を「前条第1項ただし書」に改める。

附則第2項及び第3項を削り、附則第1項の項番号を削る。

第1号様式別紙(私立幼稚園幼児用)注中「第3条第2号エ」を「第3条第1項第2号エ」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行し、この規則による改正後の名古屋市私立高等学校及び私立幼稚園授業料補助に関する条例施行細則の規定は、平成29年4月1日から適用する。

名古屋市告示第 580号

生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による医療機関の指定

生活保護法（昭和25年法律第 144号）第49条の規定により、また、中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成 6年法律第30号）第14条第 4項で、その例によるとされた生活保護法第49条の規定により、各法による医療を担当する機関として、次の機関を指定しました。

平成29年 9月 4日

名古屋市長 河 村 たかし

1 医科

医療機関名	所在地	指定年月日
名駅さこうメンタルクリニック	名古屋市西区栄生二丁目 7番 5号	平成29年 8月 1日
むしかレディースクリニック	名古屋市西区新道二丁目 5番 7号	平成29年 6月21日
Dr. marikクリニック名古屋駅	名古屋市中村区名駅三丁目26番 8号	平成29年 4月 1日
八田眼科クリニック	名古屋市天白区福池一丁目 314番地の 1	平成29年 7月 1日

2 歯科

医療機関名	所在地	指定年月日
-------	-----	-------

ごとう歯科クリニック	名古屋市千種区仲田一丁目 8番13号	平成29年 6月 1日
葵デンタルデザインオフィス	名古屋市東区葵一丁目17番14号	平成29年 4月 1日
大須観音南歯科	名古屋市中区大須二丁目27番40号	平成29年 8月 1日
スエナガ歯科医院	名古屋市緑区滝ノ水五丁目2104番地	平成29年 7月 1日
おか歯科クリニック	名古屋市名東区大針二丁目 4番地	平成29年 7月 1日
医療法人社団あおばつぐみ歯科クリニック	名古屋市天白区平針二丁目1009番地	平成29年 7月 1日

3 薬局

医療機関名	所在地	指定年月日
ビー・アンド・デイ調剤薬局ラウンドスポット一社店	名古屋市名東区高社一丁目 266番地	平成29年 8月 1日

4 訪問看護ステーション

医療機関名	所在地	指定年月日
ナーシングサポート	名古屋市東区泉一丁目19番 8号	平成29年 5月12日
訪問看護ステーションメープルリング	名古屋市名東区猪子石原三丁目1707番地	平成29年 7月26日

あいおいナースス テーション	名古屋市天白区境根町 168番地	平成29年 7月 1日
-------------------	------------------	-------------

名古屋市健康福祉局生活福祉部保護課

名古屋市告示第 581号

生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による指定医療機関の変更

生活保護法（昭和25年法律第 144号）第50条の 2の規定により、また、中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成 6年法律第30号）第14条第 4項で、その例によるとされた生活保護法第50条の 2の規定により、各法による指定医療機関から、次のとおり変更の届出がありました。

平成29年 9月 4日

名古屋市長 河 村 たかし

1 医科

医 療 機 関 名	医療法人碧樹会山林眼科	
所 在 地	旧	名古屋市千種区内山三丁目31番23号
	新	名古屋市千種区今池一丁目 5番10号
変 更 年 月 日	平成29年 7月13日	

医 療 機 関 名	旧	たけざわ循環器科・内科クリニック
	新	たけざわ循環器内科クリニック
所 在 地	旧	名古屋市昭和区山手通 3丁目 9番地の 1
	新	名古屋市昭和区山手通 3丁目 8番地の 1
変 更 年 月 日	平成29年 7月 1日	

2 薬局

医 療 機 関 名	旧	キョーワ調剤薬局中村店
	新	キョーワ薬局中村店

所在地	名古屋市中村区西米野町 1丁目94番地の 2
変更年月日	平成29年 7月 1日

医療機関名	旧	キョーワ調剤薬局桜本町店
	新	キョーワ薬局桜本町店
所在地	名古屋市中村区鳥栖一丁目15番34号	
変更年月日	平成29年 7月 1日	

医療機関名	旧	キョーワ調剤薬局朝日ヶ丘
	新	キョーワ薬局朝日が丘店
所在地	名古屋市名東区朝日が丘98番地	
変更年月日	平成29年 7月 1日	

医療機関名	旧	キョーワ調剤薬局天白店
	新	キョーワ薬局天白店
所在地	名古屋市天白区高坂町 288番地	
変更年月日	平成29年 7月 1日	

3 訪問看護ステーション

医療機関名	旧	キョーワ訪問看護リハビリステーション寄り添い屋東店
	新	キョーワこども訪問看護リハビリステーション寄り添い屋東店
所在地	名古屋市東区泉二丁目26番 1号	
変更年月日	平成29年 7月 1日	

医療機関名	訪問看護ステーションすずらん	
所在地	旧	名古屋市守山区幸心三丁目1202番地
	新	名古屋市守山区野萩町 9番38号

変 更 年 月 日	平成28年12月 1日
-----------	-------------

名古屋市健康福祉局生活福祉部保護課

名古屋市告示第 582号

生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による指定医療機関の廃止

生活保護法（昭和25年法律第 144号）第50条の 2の規定により、また、中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成 6年法律第30号）第14条第 4項で、その例によるとされた生活保護法第50条の 2の規定により、各法による指定医療機関から、次のとおり廃止の届出がありました。

平成29年 9月 4日

名古屋市長 河 村 たかし

1 医科

医 療 機 関 名	所 在 地	廃 止 年 月 日
岸本耳鼻咽喉科	名古屋市千種区古出来三丁目 2 番 5号	平成29年 8月 1日
久野医院	名古屋市北区大曾根四丁目 6番 72号	平成29年 5月31日
黒川クリニック	名古屋市北区黒川本通 4丁目38 番地	平成29年 7月 1日

2 歯科

医療機関名	所在地	廃止年月日
スエナガ歯科医院	名古屋市緑区滝ノ水五丁目2104番地	平成29年 7月 1日
おか歯科クリニック	名古屋市名東区大針二丁目 4番地	平成29年 7月 1日
つぐみ歯科クリニック	名古屋市天白区平針二丁目1009番地	平成29年 7月 1日

3 薬局

医療機関名	所在地	廃止年月日
たいよう調剤薬局	名古屋市北区大杉一丁目21番 3号	平成29年 8月 1日

4 訪問看護ステーション

医療機関名	所在地	廃止年月日
もみの木訪問看護ステーション	名古屋市中川区長良町 3丁目 7番地の 2	平成29年 4月 1日

名古屋市健康福祉局生活福祉部保護課

名古屋市告示第 583号

生活保護法による指定医療機関の変更

生活保護法（昭和25年法律第 144号）第50条の 2の規定により、同法による指定医療機関から、次のとおり変更の届出がありました。

平成29年 9月 4日

名古屋市長 河 村 たかし

1 歯科

医 療 機 関 名	旧	大谷歯科医院
	新	モモノハデンタルクリニック
所 在 地	名古屋市港区港栄二丁目 6番 3号	
変 更 年 月 日	平成29年 4月27日	

名古屋市健康福祉局生活福祉部保護課

名古屋市告示第 584号

生活保護法による指定医療機関の廃止

生活保護法（昭和25年法律第 144号）第50条の 2の規定により、同法による指定医療機関から、次のとおり廃止の届出がありました。

平成29年 9月 4日

名古屋市長 河 村 たかし

1 医科

医 療 機 関 名	所 在 地	廃 止 年 月 日
三輪レディースクリニック	名古屋市西区新道二丁目 5番 7号	平成29年 6月30日

2 歯科

医 療 機 関 名	所 在 地	廃 止 年 月 日
ごとう歯科クリニック	名古屋市千種区仲田一丁目 8番 13号	平成29年 6月 1日

名古屋市健康福祉局生活福祉部保護課

名古屋市告示第 585 号

名古屋市上志段味特定土地区画整理組合の理事の退任の届出

土地区画整理法（昭和29年法律第 119 号）第29条第 1 項の規定により、名古屋市上志段味特定土地区画整理組合から次の理事の退任の届出がありました。

平成29年 9 月 4 日

名古屋市長 河 村 たかし

氏 名

住 所

長谷川 澄 男 名古屋市守山区大字上志段味字白鳥 979 番地の 2

名古屋市住宅都市局都市整備部区画整理課

名古屋市告示第586号

名古屋市議会定例会の招集について

平成29年9月11日午前11時に、名古屋市議会定例会を招集します。

平成29年9月4日

名古屋市長 河 村 たかし

名古屋市総務局総務課

名古屋市告示第 587号

市民の健康と安全を確保する環境の保全に関する条例に基づく拡散防止管理区域及び形質変更時届出管理区域の指定について

市民の健康と安全を確保する環境の保全に関する条例（平成15年名古屋市条例第15号）第58条の 4第 1項の規定に基づき、特定有害物質によって汚染されており、汚染の拡散の防止等の措置を講ずることが必要な区域（以下「拡散防止管理区域」という。）を指定します。また、同条例第58条の 8第 1項の規定に基づき、特定有害物質によって汚染されており、土地の形質の変更をしようとするときの届出をしなければならない区域（以下「形質変更時届出管理区域」という。）を指定します。

平成29年 9月 7日

名古屋市長 河 村 たかし

1 拡散防止管理区域について

(1) 指定する区域

名古屋市北区中丸町 2丁目 6番の一部及び 7番の一部（詳細は、別紙のとおり）

(2) 土壌溶出量基準に適合していない特定有害物質の種類

砒素及びその化合物

(3) 講ずべき汚染の拡散の防止等の措置

地下水の水質の測定

2 形質変更時届出管理区域について

(1) 指定する区域

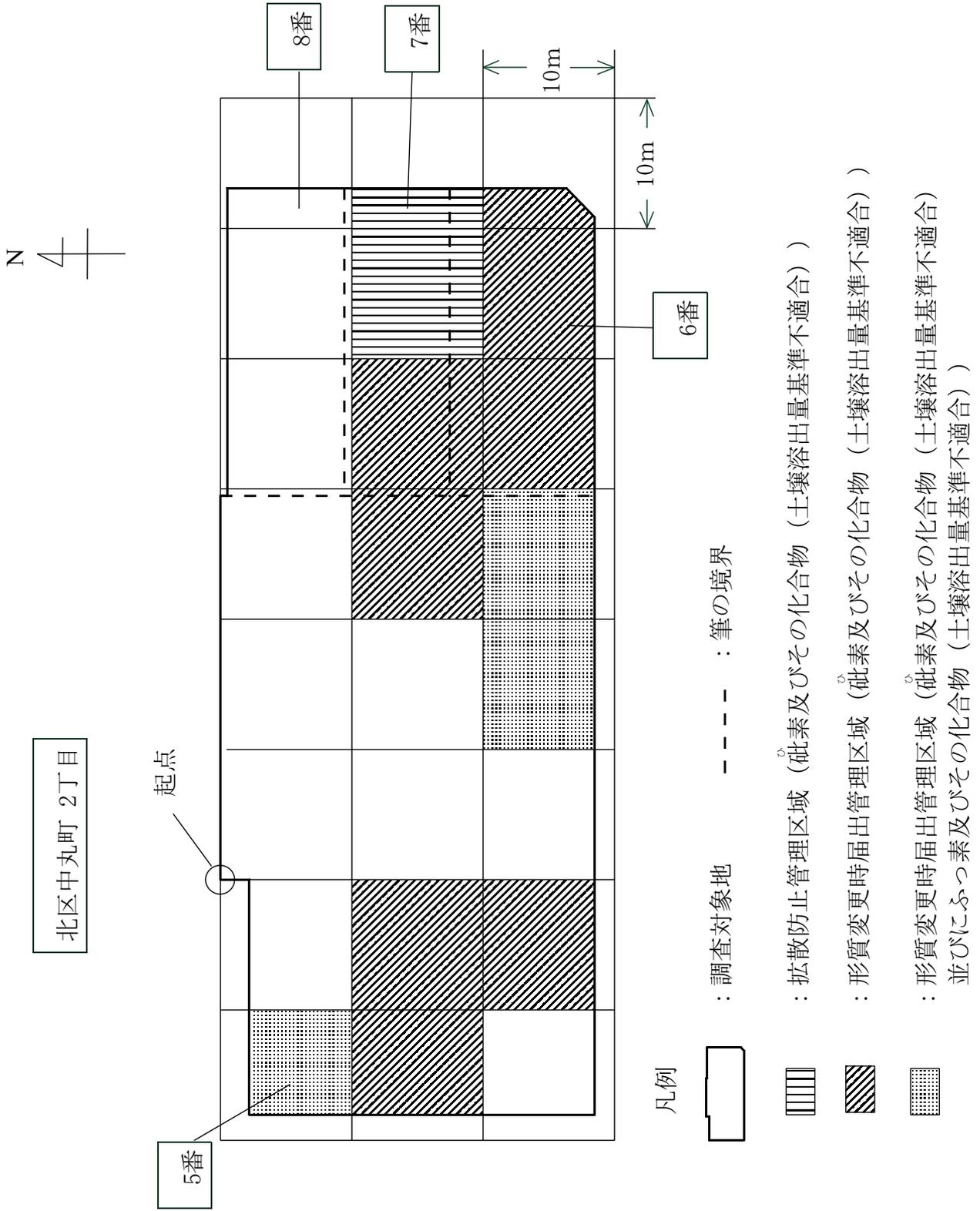
名古屋市北区中丸町 2丁目 5番の一部、 6番の一部及び 7番の一部（詳細は、別紙のとおり）

(2) 土壤溶出量基準に適合していない特定有害物質の種類

砒^ひ素及びその化合物

ふっ素及びその化合物

名古屋市環境局地域環境対策部地域環境対策課



名古屋市告示第 588号

市民の健康と安全を確保する環境の保全に関する条例に基づく措置管理区域の指定について

市民の健康と安全を確保する環境の保全に関する条例（平成15年名古屋市条例第15号）第58条第1項の規定に基づき、特定有害物質によって汚染されており、汚染の除去等の措置を講ずることが必要な区域を指定します。

平成29年 9月 7日

名古屋市長 河 村 たかし

1 指定する区域

名古屋市東区泉一丁目 101番 1の一部及び 102番の一部（詳細は、別紙のとおり）

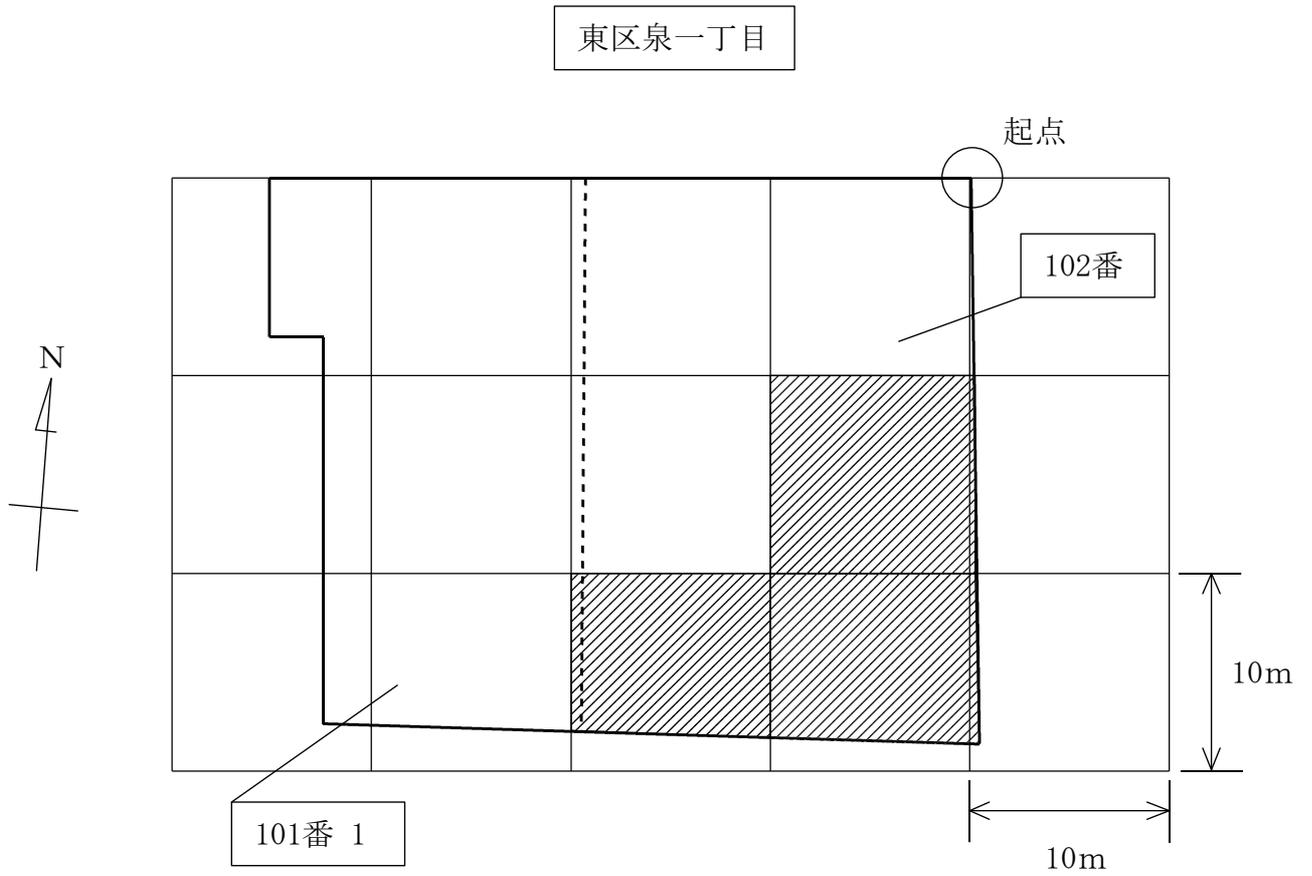
2 土壌溶出量基準に適合していない特定有害物質の種類

砒^ひ素及びその化合物

3 講ずべき汚染の除去等の措置

地下水の水質の測定又は原位置封じ込め若しくは遮水工封じ込め（地下水の水質の測定は地下水基準に適合する場合に限る。）

名古屋市環境局地域環境対策部地域環境対策課



凡例

□ : 調査対象地 - - - - - : 筆の境界

▨ : 措置管理区域 (砒素及びその化合物 (土壤溶出量基準不適合))

有料公園施設等の供用時間の変更について

名古屋市都市公園条例施行細則（昭和34年名古屋市規則第14号）第 6条第 2 項の規定により、次のとおり有料公園施設等の供用時間を変更します。

平成29年 9月 7日

名古屋市長 河 村 たかし

- 1 有料公園施設等の名称
駐車場（久屋大通公園）

- 2 供用時間を変更する日及び変更後の供用時間

供用時間を変更する日	変更後の供用時間
平成29年 9月24日	午前 0時から午前 8時まで及び午後 8時から午後 12時まで（普通自動車、自動二輪車及び原動機付自転車にあつては、午後 8時から午後10時30分まで）に変更する。ただし、入庫の取扱い時間は、午後 8時から午後10時30分まで、出庫の取扱い時間は、午前 7時から午前 8時まで及び午後 8時から午後10時30分までとする。
平成29年10月 7日	午前 0時から午前 8時まで（普通自動車、自動二輪車及び原動機付自転車にあつては供用しない）。ただし、入庫は取り扱わず、出庫の取扱い時間は、午前 7時から午前 8時までとする。

平成29年10月 8日	午後 9時から午後12時まで（普通自動車、自動二輪車及び原動機付自転車にあつては、午後 9時から午後10時30分まで）。ただし、入出庫の取扱い時間は、午後 9時から午後10時30分までとする。
-------------	--

名古屋市緑政土木局緑地部緑地管理課

名古屋市告示第 590号

有料公園施設等の供用月日及び供用時間の変更について

名古屋市都市公園条例施行細則（昭和34年名古屋市規則第14号）第 6条第 3項の規定により、次のとおり有料公園施設等の供用月日及び供用時間を変更します。

平成29年 9月 7日

名古屋市長 河 村 たかし

1 有料公園施設等の名称
駐車場（日光川公園）

2 変更内容

平成29年10月14日（土）を供用する日に変更し、その供用時間を「午前10時から午後 3時まで」とします。

名古屋市緑政土木局緑地部緑地管理課

名古屋市選挙管理委員会告示第17号

各種直接請求等に必要な数について

地方自治法（昭和22年法律第67号）の規定による各種の直接請求、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）の規定による委員の解職請求並びに市町村の合併の特例に関する法律（平成16年法律第59号）の規定による合併協議会設置の請求をするのに必要な数は次のとおりである。

平成29年9月5日

名古屋市選挙管理委員会委員長 佐橋典一

- 1 地方自治法第74条第1項（条例（地方税の賦課徴収並びに分担金、使用料及び手数料の徴収に関するものを除く。）の制定又は改廃の請求）、同法第75条第1項（市の事務並びに市長及び教育委員会、選挙管理委員会、人事委員会、農業委員会その他法令又は条例に基づく委員会又は委員の権限に属する事務の執行に関する監査の請求）及び市町村の合併の特例に関する法律第4条第1項及び同法第5条第1項（合併協議会設置の請求）に規定する数

37,464 人

- 2 地方自治法第76条第1項（市の議会の解散の請求）、同法第81条第1項（市長の解職の請求）及び同法第86条第1項（副市長、選挙管理委員又は監査委員の解職の請求）並びに地方教育行政の組織及び運営に関する法律第8条第1項（市の教育委員会の教育長又は委員の解職の請求）に規定する数

334,148 人

- 3 地方自治法第80条第1項（市の議会の議員の解職の請求）及び同法第86条

第1項（区の選挙管理委員の解職の請求）に規定する数

区名	規定する数	区名	規定する数
千種区	43,564人	熱田区	18,320人
東区	20,924人	中川区	60,190人
北区	45,647人	港区	39,336人
西区	40,778人	南区	38,186人
中村区	37,747人	守山区	46,598人
中区	22,584人	緑区	65,463人
昭和区	28,247人	名東区	43,826人
瑞穂区	29,780人	天白区	43,210人

- 4 市町村の合併の特例に関する法律第4条第11項及び同法第5条第15項に規定する数

312,197人

名古屋市選挙管理委員会事務局

名古屋市病院局管理規程第20号

名古屋市病院局職員の管理職員特別勤務手当に関する規程（平成20年名古屋市病院局管理規程第33号）の一部を次のように改正する。

平成29年 9月 8日

名古屋市病院局長 大 原 弘 隆

第 3条中「額」は」の次に「、条例第 9条の 4第 1項に規定する勤務に従事した場合にあっては」を加え、「左欄」を削り、「右欄」を「1項勤務の欄」に改め、「」とし」の次に「、条例第 9条の 4第 2項に規定する勤務に従事した場合にあっては、別表に掲げる職員の区分に応じて同表 2項勤務の欄に掲げる額とし」を、「勤務」は」の次に「条例第 9条の 4第 1項に規定する」を加える。

別表を次のように改める。

別表

職 員	金 額	
	1項勤務	2項勤務
名古屋市病院局職員の管理職手当に関する規程（平成20年名古屋市病院局管理規程第26号）第 2条第 2項に規定する区分が 1種に属する職にある職員	12,000円	6,000円
名古屋市病院局職員の管理職手当に関する規程第 2条第 2項に規定する区分が 2種又は 3種に属する職にある職員	10,000円	5,000円
名古屋市病院局職員の管理職手当に関する規程第 2条第 2項に規定する区分が 4種から 6種までに属する職にある職員	8,500円	4,300円

名古屋市病院局職員の管理職手当に関する規程第 2 条第 2 項に規定する区分が 7 種に属する職（同規程附則第 2 項に定める職を除く。）にある職員	7,000円	3,500円
名古屋市病院局職員の管理職手当に関する規程第 2 条第 2 項に規定する区分が 8 種又は同規程附則第 2 項に定める職にある職員	6,000円	3,000円

附 則

この規程は、発布の日から施行し、この規程による改正後の名古屋市病院局職員の管理職員特別勤務手当に関する規程の規定は、平成27年 4月 1日から適用する。

一の敷地とみなすこと等の認定の取消しの公告

建築基準法（昭和25年法律第201号）第86条の5第2項の規定に基づき、一の敷地とみなすこと等の認定を取り消しましたので、同条第4項の規定により、次のとおり公告します。

平成29年9月5日

名古屋市長 河 村 たかし

1 認定対象区域

名古屋市昭和区高峯町152番、153番、154番、155番、156番、157番、158番、159番及び160番

2 認定の取消しを行った認定番号及び認定年月日

第15号

昭和57年8月27日

名古屋市住宅都市局建築指導部建築指導課

大規模小売店舗立地法による大規模小売店舗の変更の届出の公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定により大規模小売店舗の変更の届出がなされましたので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により次のとおり公告します。

平成29年 9月 6日

名古屋市長 河 村 たかし

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

ビバモール名古屋南

名古屋市南区豊田五丁目1209番 5 ほか 3筆

2 変更した事項

(1) 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに代表者の氏名

変更前			変更後		
名 称	代表者の氏名	住 所	名 称	代表者の氏名	住 所
三井住友ファイナンス&リース(株)	代表取締役 川村 嘉則	東京都千代田区丸の内一丁目3番2号	変更なし	代表取締役 橋 正喜	変更なし

(2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の名称及び住所並びに代表者の氏名

No.	変更前			変更後			変更年月日
	名 称	代表者の氏名	住 所	名 称	代表者の氏名	住 所	
1	(株)平和堂	代表取締役 夏原 平和	滋賀県彦根市西今町1番地	変更なし	代表取締役 平松 正嗣	変更なし	平成29年5月18日
2	(株)阪急B&Cプランニング	代表取締役 宇野 賢次	大阪市淀川区野中南二丁目8番10号	(株)阪急B&Cプランニング	代表取締役 水谷 剛	変更なし	平成29年4月1日

3	(有)エス・アイ・プランニング	代表取締役 濱地 力	名古屋市瑞穂区苗代町21番地18	(有)エス・アイ・プランニング	変更なし	名古屋市瑞穂区苗代町21番18号	平成29年8月3日
4	(株)ニューウオジョー	代表取締役 伊藤 俊行	愛知県西春日井郡豊山町大字豊場字山方70番地 1	(株)ニューウオジョー	変更なし	変更なし	平成29年8月3日

3 変更の日

- (1) 設置者については、平成29年 6月27日
- (2) 小売業者については、2(2)で既述

4 変更した理由

- (1) 設置者及びNo. 1の小売業者については、代表者変更のため
- (2) No. 2の小売業者については、名称の誤記修正及び代表者変更のため
- (3) No. 3の小売業者については、名称及び住所の誤記修正のため
- (4) No. 4の小売業者については、名称の誤記修正のため

5 届出の日

平成29年 8月 3日

6 届出書の縦覧場所

名古屋市市民経済局産業部地域商業課（名古屋市役所本庁舎 5階）

7 届出書の縦覧期間及び縦覧のできる時間帯

平成29年 9月 6日から平成30年 1月 9日まで。ただし、名古屋市の休日を定める条例（平成 3年名古屋市条例第36号）第 2条第 1項に規定する本市の休日を除きます。

午前 8時45分から午後 5時00分まで

8 大規模小売店舗立地法第 8条第 2項の規定に基づき、この大規模小売店舗

を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のために配慮すべき事項について意見を有する者は、この公告の日から 4月以内に、名古屋市に対し意見書の提出によりこれを述べることができます。

9 意見書の提出期限及び提出先

平成30年 1月 9日 名古屋市市民経済局産業部地域商業課

名古屋市市民経済局産業部地域商業課

農業委員会農地部会の開催公告

農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第88号）第28条第4項の規定に基づき名古屋市農業委員会農地部会を開催するので、次のとおり公告する。

平成29年 9月 7日

名古屋市農業委員会農地部会長 安井 正義

1 開催日時

平成29年 9月11日（月） 午後 2時

2 場所

名古屋市役所西庁舎12階 第18会議室
名古屋市中区三の丸三丁目 1番 1号

3 議案

第59号議案 農地法第3条の規定による賃借権設定許可申請について

第60号議案 農地法第5条の規定による使用貸借権設定許可申請について

第61号議案 生産緑地に係る農業の主たる従事者の証明願について

第62号議案 相続税の納税猶予に関して引き続き農業経営を行っている旨の証明願について

第63号議案 相続税の納税猶予に関する適格者証明について

第64号議案 特定農地貸付けに関する農地法等の特例に関する法律第3条の規定による承認について

第65号議案 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の決定について

第66号議案 土地改良事業参加資格交替申出の承認について

名古屋市農業委員会事務局農政課